

2020年1月28日

北里大学に対する2016（平成28）年度大学評価結果（判定）の変更について

公益財団法人 大学基準協会  
会長 永田 恭介

わが国の大学は、個性豊かに発展していくために、アドミッション・ポリシー、カリキュラム・ポリシー及びディプロマ・ポリシーを明確にし、このポリシーに則して大学教育を組織的に展開し実質化させていくことが求められています。特に、社会と大学の接点である大学入試については、公正性、公平性を確保して実施されるべきものであり、大学は、こうした大学入試がアドミッション・ポリシーに基づいて、適切に実施されているかを定期的に検証し、その検証結果を公表することを通じて、社会に対する説明責任を果たしていくことも求められています。しかしながら、昨年度に医学部入試の公正性に問題がある大学が明るみになり、これを機に、文部科学省が改めて全国の医学部医学科に対して調査した結果、貴大学において不適切な入学者選抜を行っていたことが指摘されました。

大学基準協会は、大学の質的向上と社会に対する質保証を目的とする評価機関としての責務を果たすために、10の大学基準のうち、問題に係る「基準5：学生の受け入れ」「基準9：管理運営」「基準10：内部質保証」の3つについて調査を行い、改めて貴大学の大学評価結果の妥当性を判断することにしました。

この度の調査では、大学評価委員会の下に調査分科会を設置し、貴大学から提出された問題の状況に係る報告書及び各種資料をもとに書面調査を行ったうえで、昨年7月に貴大学関係者に対するヒアリングを行いました。

調査の結果、貴大学については、①「学生の受け入れ」について、学生の受け入れ方針に沿った公正かつ適切な学生の受け入れが実施されているとはいえないこと、②「管理運営」について、学生の受け入れに係るガバナンスが十分に機能しておらず、適切な管理運営が行われているとは判断できないこと、また③「内部質保証」について、自己点検・評価が適切に実施されていないこと等から、自らの活動を点検・評価し、改善・改革を行うことのできる組織となっていないことが明らかとなりました。

大学基準協会の理事会（2019年9月27日開催）は、こうした状況は大学基準に抵触すると判断し、貴大学の前回の大学評価結果における「適合」判定を取り消し、「不適合」へと判定を変更いたしました。

入学者選抜の仕組みについては、貴大学ではすでに改善に取り組むことを表明していますが、今回の結果を踏まえ、学生の受け入れに対する認識を改め、公正かつ適切な入学者選抜を実施するとともに、ガバナンスや内部質保証のあり方についても検討することが強く期待されます。

2019（令和元）年8月30日

公益財団法人 大学基準協会  
会長 永田 恭介 殿

公益財団法人 大学基準協会  
大学評価委員会  
委員長 木村 彰 方

北里大学医学部医学科の入学者選抜に係る調査結果について

理事会から諮問があった北里大学医学部医学科の入学者選抜に係る調査結果について、  
別添資料のとおり報告いたします。

以 上



# 北里大学医学部医学科に対する調査結果

公益財団法人 大学基準協会  
大学評価委員会  
委員長 木村 彰 方

## I 調査結果

北里大学に関して、前回大学評価を実施した2016（平成28）年度から2018（平成30）年度までの医学部医学科の入学者選抜に係る「学生の受け入れ」「管理運営」及び「内部質保証」の各項目について調査した結果、以下に述べるとおり、問題があったと判断する。

## II 調査に関する概要

本調査は、2018（平成30）年12月14日に文部科学省が公表した「医学部医学科の入学者選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」において、北里大学医学部医学科の入学者選抜に係る問題が指摘されたことを受け、2016（平成28）年度に実施した北里大学に対する大学評価（認証評価）結果の妥当性を調査するために実施したものである。

調査に当たっては、大学評価委員会のもとに調査分科会を設置し、本協会の大学基準のうち、今回の問題に関わる医学部医学科の「学生の受け入れ」「管理運営」及び「内部質保証」の各基準項目を対象として調査を行った。また、大学評価の実施年度を踏まえ、調査の対象時期は、前回大学評価を実施した2016（平成28）年度から2019（令和元）年7月までとした。そのうえで、大学に対して上記の基準項目ごとに今回の問題についての報告書の作成、根拠資料及び第三者委員会等による報告書の提出を求めた。調査分科会は、これらの資料（以下参照）や文部科学省が公表した調査結果を参照しつつ、大学の関係者に対するヒアリング（7月20日）を実施し、それらの結果を踏まえて調査結果をとりまとめた。

<調査に当たって参照した資料>

- ①医学部の入学者選抜に係る報告書
- ②上記報告書の根拠資料として提出された資料
- ③第三者委員会報告書（第一次）（平成30年12月25日）  
第三者委員会報告書（最終）（令和元年5月31日）※大学ホームページにて公表
- ④2016（平成28）年度大学評価を申請した際に提出された『点検・評価報告書』
- ⑤調査分科会からの質問に対する回答及びその根拠資料、ヒアリング当日の質疑応答  
※根拠資料等の詳細は末尾の「本調査にあたって参照した資料一覧」を参照

## III 調査対象項目の概評

## 1 学生の受け入れ

「医学部医学科の入学選抜における公正確保等に係る緊急調査最終まとめ」において、北里大学医学部医学科の入学選抜について、次のような問題が指摘された。すなわち、一般入試の繰上合格において、補欠合格者への電話連絡に際し、成績順位の通りではなく、男性や若年者を優先し、属性により取り扱いの差異を設けていたことである。

これを受け、北里大学では、これらの受験者の属性に対する不公平な取り扱いを行っていたことを認識し、その理由として、正規合格者の辞退（未手続を含む）率が女性よりも男性の方が高い傾向にあるため、早期に男性を確保したいと考えていたこと、また、浪人生、特に3浪以上の多浪生は入学後の留年率が高いという学内の履修状況調査結果に基づき若年者を優先したいと考えていたことから、少なくとも前回大学評価を申請した2016（平成28）年度には男性及び若年者を優先して繰上合格させていたとしている（「医学部の入学選抜に係る報告書」1～2頁）。

医学部の入学選抜では、第一次試験（学力検査）及び第二次試験（論文・面接）の総合得点に基づいて合格者の判定を行っており、一次試験の得点と二次試験の得点の集計及びそれに基づく判定資料の作成を「医学部入試実行委員会」が担当し、「医学部入試委員会」が総合得点の成績順に合格者の判定を行い、「医学部教授会」において合格者を審議していた。この際に、あわせて補欠者についても審議を行い、合格最低点以下の一定の受験者を補欠者として判定していた。入学辞退者が出た場合に、補欠者から繰上合格者を決定することになるが、繰上合格者の判定については、「医学部教授会」から一任された医学部長及び医学部入試実行委員長が繰上合格発表の日時、人数及び対象者を決定していた。繰上合格者の判定を行う際に、医学部長及び医学部入試実行委員長は高等学校から提出される調査書及び入学志願者面接票を参照し、医師としての適性や強い志望動機等が読み取れる受験者を優先して繰上合格させていた（「第三者委員会報告書（第一次）」1～2頁、「医学部の入学選抜に係る報告書」1頁、追加提出資料2-1）。

こうした繰上合格者の判定は慣例的に行われていた可能性が高く、2018（平成30）年度入学選抜からは、繰上合格者の判定の透明性を高めるために、補欠者を総合得点の順にA、B、Cの3つのランクに分類し、補欠者には自身のランク及びAランクから順に繰り上げる旨が通知されていた。これらのランク分けは、基本的には総合得点の順に行っていたが、調査書及び入学志願者面接票の内容から医師としての適性を考慮したうえで、一部の受験者についてはランクの引き下げ及び引き上げを行っていた。また、実際に繰上合格発表を行う際には、複数回にわたる合格発表のなかでAランクの受験者から連絡をしていたものの、すべてが成績順ではなく、医学部長及び医学部入試実行委員長が調査書及び入学志願者面接票から、医師としての適性や志望動機の強さ等の観点から、一部の受験者に対し、優先して繰上合格の連絡を行っていた。このように、繰上合格者の判定にあたっては成績順の通りに行われていなかったが、どの受験者を優先させるかについての明確な基準はなく、医学部長及び医学部入試実行委員長の判断によって行われていた。これについて、北里大学では、「アドミッションポリシーに則った総合的判断により行った」ことであり、「大学の裁量

の範囲内」と考えていた（「第三者委員会報告書（第一次）」3頁、「医学部の入学者選抜に係る報告書」2頁、回答資料1(2)）。また、合否判定のプロセスにおいて、「医学部教授会」で繰上合格者を承認（追認）する際には、医学部長及び医学部入試実行委員長によって判定された繰上合格者の受験番号のみを記載した資料に基づき報告がされていたため、医学部長及び医学部入試実行委員長が総合得点順に繰上合格者を判定していなかったことについて、「医学部教授会」がその事実を知る余地はなかった（「医学部の入学者選抜に係る報告書」1頁、回答資料1(2)、ヒアリング）。

文部科学省からの指摘を受けた後、北里大学では第三者委員会を設け、今回の問題に対する調査を行った。第三者委員会からの報告においても、上記のような受験者の属性に対する優先等を行っていた事実が指摘されており、「繰上合格者決定に当たってなされた総合的判断の内容と適用範囲が不明瞭」であること、繰上合格者の決定が、医学部長と入試実行委員長の2名の判断に委ねられており、「手続の透明性を欠いていた」ことが報告されている（「第三者委員会報告書（第一次）」3頁）。

以上のことから、北里大学における医学部医学科の入学試験において、明確な判定基準を設けることなく、医学部長及び医学部入試実行委員長の判断により繰上合格者が判定されており、恣意性が介入する余地が多分にあったことから、不適切な入学者選抜が行われていたといわざるを得ない。

前回の大学評価申請時に提出した『点検・評価報告書』では、入学者選抜の公正性・客観性の担保に関して、「合否判定については、判定資料の作成を『医学部入試実行委員会』、入試判定を『医学部入試委員会』、『医学部教授会』において行っており、公正性・妥当性は十分確保」していることや、「本学部においては、受験番号のみの採点を行っており、性別、既卒などの区別は一切せずに公平な判定を行っている」（『点検・評価報告書』215頁）と記述していたが、これは正規合格者・補欠者の決定に関する内容であって、繰上合格者の決定には該当せず、十分な自己点検・評価とそれに基づく正確な記述がなされていなかったといえる（「【回答書】調査分科会からの質問事項への回答」基準9（1））。

今回の問題を受け、北里大学では、文部科学省からの指摘及び第三者委員会からの指摘を踏まえ、2018（平成30）年度の医学部医学科入学試験において、不利益を被った受験者（10名）を追加合格とすることとした（「第三者委員会報告書（最終）」2頁）。また、「医学部入試委員会」及び「医学部入試実行委員会」の委員構成及び役割等について明確に定めた規程を作成するとともに、補欠者の順位付けルール・繰上順位の決定手順及び繰上手続の実施方法について明文化するために「補欠者の繰上順位と繰上合格の決定と実施についての取扱い内規」を作成し、この内規に基づいて繰上合格者の決定が行われたことを学長が精査する仕組みを設けた。具体的には、繰上合格者決定の決裁の際に、繰上合格者名簿と補欠者の成績を照合し、内規に定められた通りに繰上合格が行われていることを確認することとした。実際に、2019（令和元）年度入学試験では、上記のプロセスに基づいて繰上合格者の決定が行われた（「医学部の入学者選抜に係る報告書」2頁、「【回答書】調査分科会からの質問事項」5～6頁）。

## 2 管理運営

今回の問題に際し、北里大学の管理運営においては、問題点を指摘せざるを得ない。すなわち、繰上合格者の判定については、本来の入学者選抜の手續に則れば「医学部入試委員会」及び「医学部教授会」が判定するとなっているにも関わらず、実際は医学部長及び医学部入試実行委員長に一任していたことである。そのため、医学部長は繰上合格者の判定において、調査書及び入学志願者面接票から医師としての適性や強い志望動機等が読み取れるといった理由から、一部の受験者を優先し、成績順ではなく繰上合格させていた。

前回の大学評価申請時に提出した『点検・評価報告書』では、学長や副学長、教授会等の規程を定め、それぞれの設置及び権限等を明確にしていること、2015（平成 27）年の学校教育法等改正に伴い規程の整備を行ったことについて自己点検・評価しており、入学者選抜に関しては明記されていない。内部監査については、「日常的な監査機能が有効に働いている」、監査室と監事が連携を図ることで「法人内外から監査が適切に行われる体制が整っている」と自己点検・評価しているが（『点検・評価報告書』291 頁）、今回の問題に照らしてみると、内部監査は入学者選抜の公正性の担保に機能していなかったといわざるを得ない。

なお、北里大学では、今回の問題を受けて、教育・研究の重要事項について協議・決定する「学部長会」において、学長から各学部長、研究科長等に医学部における今回の繰上合格の状況を説明するとともに、2019（令和元）年度入学試験の実施にあたっては、各学部・研究科において公正な入学者選抜を行うよう要請している。また、大学の入学者選抜全体のガバナンス体制を強化するために、「入学試験検証委員会」を設置し、全学部の 2019（令和元）年度入学試験の合否判定に係る精査・検証及び入学試験実施体制や規程等の整備状況の確認等を行うことを、「学部長会」において協議し、決定している（「医学部の入学者選抜に係る報告書」6 頁、資料 9（1）-7）。

## 3 内部質保証

北里大学では、内部質保証に関して、前回の大学評価申請時に提出された『点検・評価報告書』において、内部質保証の方針として「教育・研究・診療・管理運営の諸活動について適切な水準を維持し、その水準を向上させるための改善の仕組みを整備、機能させ、その結果を組織的継続的に次なる改善に結びつけるとともに、社会に対して詳らかにし、もって説明責任を果たすことを目的とする」と掲げ、「北里大学自己点検・評価委員会」及びそのもとに設けられた「各学部・大学院研究科自己点検・評価委員会」による定期的な自己点検・評価活動及び改善・改革に関する取組みを進めていた（『点検・評価報告書』305～307頁）。しかし、今回の問題を受けて、入学定員の管理については点検・評価を行っていたものの、繰上合格者の決定の方法については各学部任せにしていた部分が多く、大学として全学部の繰上合格者の決定の方法について調査したことはなかったと自ら言及している（ヒアリング）。

このような状況から、北里大学では、学部・学科ごとの入学者選抜の公正性の確保が十分でなかったと考えられるが、学生の質を担保すると同時に、入学者選抜の公正性を担保することは根本的に必要な取組みである。そのため、自己点検・評価活動が

形骸化した取組みとならないよう配慮し、教育、学習等が適切な水準にあることを大学自らの責任で説明し証明するよう、改めて内部質保証システムの有効性について検討することが求められる。

なお、北里大学では、今回の問題を受け、前述のように全学的な「入学試験検証委員会」を立ち上げ、2019（令和元）年度の入学試験に対して検証を行っている。今後は、「入学試験検証委員会」で検証を継続的に行い、その結果を「北里大学自己点検・評価委員会」で確認し、さらに外部評価委員会による定期的な検証を行うことを計画しているため、これを着実に実行し、内部質保証を機能させることが期待される（「【回答書】調査分科会からの質問事項への回答」基準10（1））。

以 上

## 「本調査にあたって参照した資料一覧」

### 【「医学部医学科の入学者選抜に係る報告書」の根拠資料】

資料 5-1	北里大学医学部 2018 年度入学試験の概要
資料 5-2	北里大学医学部入試委員会規程
資料 5-3	北里大学医学部入試実行委員会規程
資料 5-4	補欠者の繰上順位と繰上合格の決定と実施についての取扱い内規
資料 9(1)-1	北里大学医学部教授会規程
資料 9(1)-2	学校法人北里研究所業務基準・権限基準に関する規程
資料 9(1)-3	学校法人北里研究所事務業務分掌・権限（決裁）基準
資料 9(1)-4	学校法人北里研究所危機管理規程
資料 9(1)-5	入学試験における文部科学省の指摘事項について（HP公表）
資料 9(1)-6	2018 年度第 8～10 回議事録（12, 1, 2 月）抜粋
資料 9(1)-7	入学試験検証委員会の設置 2018 年度第 11 回学部長会資料 （2019. 3. 2）P228
資料 10-1	北里大学訪問調査報告書（2018. 8. 29 実施）
資料 10-2	第 2 期認証評価結果に基づく改善計画と進捗状況（2018. 8. 21 第 14 回自己点検・評価委員会資料より）
参考資料	2018（平成 30 年度）学生募集要項（抜粋）

### 【調査分科会からの依頼で追加提出された資料】

追加提出資料 1-①②	一般入試における属性別割合表（男女別、若年者別）
追加提出資料 2-1	2014-2018 年度の繰上げ合格に係る理由や要件（ヒアリング 結果報告）190626 追加回答
追加提出資料 2-2	一般入試における繰上げ合格者数等一覧（2014-2018 年度）
追加提出資料 3	一般入試の面接試験実施要領及び評価基準（2014, 2018 年度 版）

### 【質問事項に対する回答の根拠資料】

回答資料 1(2)	2014～2018 年度補欠繰り上げ状況
回答資料 1(4)-1	2018 年度繰上合格（第 1 回）決裁書
回答資料 1(4)-2	繰上合格連絡記録
回答資料 1(4)-3	繰上合格者一覧

### 【ヒアリング後に調査分科会からの依頼で提出された資料】

ヒアリング後	調査分科会ヒアリングにおける追加資料
提出資料 1	
提出資料 1 の添付資料	調査書及び面接票